

## 隊員に義務付けられている各種教育等

隊員は、訓令等の規定により各種教育等が義務付けられていることから、部隊等においても、計画的に教育等を実施しているところですが、教育等が資料等の回覧で済まされている、短時間の詰め込み教育、被教育者に適さない教育内容等の理由から、被教育者に浸透していないおそれがあります。管理者は、各種教育を粘り強く、創意工夫をもって実施することにより、教育内容を被教育者の知識として定着させなければなりません。

### 【隊員に義務付けられている各種教育等】

項目	根拠規則	関連条文	点検等周期
コンプライアンス	コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置の徹底について(通達)	1 コンプライアンスに関する意識の徹底	防衛監察本部の協力の下、大臣官房長、各局長、施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、コンプライアンスに関する意識の徹底を図るための教育を実施するものとする。
文書管理	防衛省行政文書管理規則	(研修の実施) 第29条	総括文書管理者及び機関等主任文書管理者は、隊員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。
情報公開	防衛省本省の情報公開に関する訓令	(職員の意識の向上) 第27条の2	防衛省情報公開管理者、地方防衛局長等及び機関等情報公開責任者は、情報公開業務を遂行する全職員の意識の向上を図るため、研修等の充実を図るものとする。
	行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び防衛省本省の情報公開に関する訓令の施行について(通達)	(職員の意識の向上) 第24(3)	機関等及び地方防衛局等は、各々の機関等及び地方防衛局等において発生した過去の事案を踏まえ、その実情に応じた職員教育を年度四半期ごとに計画し、実施した教育内容の報告を防衛省情報公開室に対して行う。 防衛省情報公開室は、当該報告を分析し、今後の教育内容に反映するための指導事項及び関連情報の提供を行う。
秘密保全	秘密保全に関する訓令	(保全教育) 第9条	官房長等は、職員に対し、秘密の保全に必要な知識の徹底及び意識の高揚を図るため、保全教育を実施するものとする。
	特定秘密の保護に関する訓令	(教育) 第6条	特定秘密管理者は、自らが特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に対し、特定秘密の保護に関する必要な知識の習得及び意識の高揚を図るため、年1回以上、必要な教育を行うものとする。
	特別防衛秘密の保護に関する訓令	(保全教育) 第9条	官房長等は、職員に対し、特別防衛秘密の保護に必要な知識の徹底及び意識の高揚を図るため、保全教育を実施するものとする。
情報保証	情報保証に関する訓令	(教育及び訓練) 第46条	情報保証責任者は、職員に対し、情報保証に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るため、情報保証に関する教育及び訓練を行うものとする。
個人情報保護	防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令	(職員への研修等) 第8条	機関保護管理者は、所属する機関の職員に対し、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための研修を行うものとする。
装備品等管理	5. 56mm普通弾誤射事案に係る再発防止策について(通達)	3再発防止策	(3) 請求時の処置において、業務担当者に対する教育、(5) 受領時及び交付時の処置として、弾薬受領者が経験の無いもの等にする場合の事前教育、(5) 弾薬配分以降は、実弾及び空包の差異に関する教育を実施する。
パワーハラ	パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令	(教育等) 第6条	官房長等は、パワー・ハラスメントの防止及び排除を図るため、職員に対し、必要な教育、研修等を実施しなければならない。

項目	根拠規則	関連条文	点検等周期
セクハラ	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令	(教育等) 第6条	官房長等は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な教育、研修等を実施しなければならない。
マタハラ等	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令	(教育等) 第6条	官房長等は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の対応を図るため、職員に対し、必要な教育、研修等を実施しなければならない。
入札談合防止	平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示	第2項	(1) 入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ること。
	調達等関係業務に従事している隊員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について(通達)	第8項	(1) 機関等の長は、調達等関係業務に従事している職員又は当該職員になることが見込まれる職員に対し、この要領の内容その他防衛省における調達等関係業務の公正な実施のために必要な教育を実施するものとする。 (2) 機関等の長は、研究開発及び機種選定等の開始に先立ち課室等の長に対し、課室等の長は、前項の対象者一覧表の通知に先立ち当該一覧表の対象者に対し、それぞれこの要領の内容について周知を図るものとする。
	調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について(通達)	第4項	大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官は、違反行為及びその処分基準の周知徹底を図るため、隊員に対し、必要な教育等を実施するものとする。
	入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について(通達)	第1項	全ての調達等関係職員を対象に、新着任者教育のほか、定期的な各種の会議等の機会を捉えて、入札談合関連法令等、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の遵守及びその知識の習得に関する教育を年1回以上実施するものとする。
入札談合防止	入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について(通達)	第2項	陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊が実施する調達等関係業務(調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等についての別紙第1項第2号に規定する調達等関係業務をいう。以下同じ)に関する課程教育において、入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の回数又は1回当たりの時間数を増やす等により、入札談合関連法令等の理解の充実を図るものとする。 各機関(調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等についての別紙第1項第1号に規定する各機関をいい、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を除く)が実施する調達等関係業務に関する教育においても、同様の措置を講ずるものとする。
		第3項	1及び2に規定する教育の実施に当たっては、入札談合防止に関するマニュアルを活用するものとする。
倫理	自衛隊員倫理規程	(防衛大臣の責務) 第14条	防衛大臣及び防衛装備庁長官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 五 研修その他の施策により、自衛隊員の倫理感の醸成及び保持に努めること。
公益通報	防衛省本省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令	(職員の研修等) 第38条	機関等公益通報責任者は、所属する機関等の職員に対し、公益通報者保護制度の周知徹底のための研修を行うものとする。